

# 宮城県知事からの要求に係る監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第6項の規定に基づく宮城県知事からの要求による監査について、監査した結果を次のとおり提出します。

平成15年9月5日

宮 城 県 知 事 浅 野 史 郎 殿

宮城県監査委員	相 沢 光 哉
宮城県監査委員	中 沢 幸 男
宮城県監査委員	阿 部 徹
宮城県監査委員	日 向 則 子

記

第1 知事から監査の要求のあった日

平成15年3月25日

第2 監査要求の内容

(1) 対象事務

宮城県警察本部の犯罪捜査報償費の執行

(2) 対象年度

平成12年度から平成14年度まで

### 第3 監査の実施

#### 1 監査の対象事項

平成12年度から平成14年度までの宮城県警察本部（以下「県警本部」という。）

及び警察署における犯罪捜査報償費の執行についての違法、不当な行為の有無

#### 2 監査対象機関

犯罪捜査報償費を執行した県警本部関係課（隊）9課（隊）及び警察署25署、並びに予算・決算事務を担当した県警本部総務室会計課（以下「県警会計課」という。）を監査対象機関とした。

（監査対象機関名）

県 警 本 部

総 務 室 会計課

生活安全部 生活安全企画課、少年課、生活環境課、銃器薬物対策課

刑 事 部 捜査第一課、捜査第二課、暴力団対策課、機動捜査隊

交 通 部 交通指導課

警 察 署

仙台中央警察署、仙台南警察署、仙台北警察署、仙台東警察署、泉

警察署、塩釜警察署、岩沼警察署、大和警察署、石巻警察署、気仙

沼警察署、佐沼警察署、登米警察署、河北警察署、志津川警察署、

古川警察署、若柳警察署、築館警察署、鳴子警察署、中新田警察署

（現・加美警察署）、小牛田警察署、涌谷警察署、大河原警察署、

白石警察署、角田警察署、亘理警察署

#### 3 監査計画

監査は、県警本部及び警察署の35機関の3か年度に係る犯罪捜査報償費の執行に関するものであることから、これらの機関に対する書類調査を行った後、聴き取り調査及び情報提供者・協力者等に対する関係人調査を行う方法により、監査を実施することとした。

#### 4 県警本部及び警察署の対応

監査の実施に際し、監査対象機関の県警本部及び警察署に対して、犯罪捜査報償費に係る支出負担行為兼支出命令決議書、預金通帳、精算票、現金出納簿、捜査費総括表、捜査費支出伺、支払精算書、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票、領収書等の支出関係証拠書類（以下「支出関係証拠書類」という。）を求めたところ、捜査上の秘密、情報提供者・協力者の保護を理由に、全ての支出関係証拠書類について、具体的な事件名、情報提供者・協力者の住所・氏名、接触場所の事項を黒テープ貼付による非表示（以下「非表示」という。）で提示された。

そのため、具体的な事件名、情報提供者・協力者の住所・氏名、接触場所については、不明のままで監査を実施せざるを得なかった。

#### 5 監査の実施

県警本部及び警察署は、前記4の対応方針で監査に臨んだため、関係人調査を実施することができなくなり、監査は、当初の監査計画を変更し、第一次・第二次の書類調査を行った後、監査対象機関に対する聴き取り調査を行う方法で実施した。

##### （1）第一次調査

第一次調査では、平成15年4月15日から5月30日まで、全ての監査対象機関の平成14年度の犯罪捜査報償費の執行状況について、書類調査を実施した。

第一次調査の実施にあたり、全ての監査対象機関に対して、平成12年度から平成14年度までの3か年度に係る予算措置状況、犯罪捜査報償費の執行体制並びに平成14年度に係る執行状況に関する書類と、勤務整理簿（出勤簿）、時間外勤務等命令簿、宿日直勤務命令簿、旅行命令（依頼）票（活動区域旅行命令を含む）、運転日誌（公用車使用簿）等の勤務関係書類（以下「勤務関係書類」という。）の提出を求めた。

第一次調査の内容は、監査対象機関が平成14年度の犯罪捜査報償費を執行した10,866件全てについて、支出関係証拠書類との照合確認を行った。さらに、年度末の2月、3月分については、勤務関係書類との突き合わせを行った。

## (2) 第二次調査

第二次調査では、平成15年6月2日から6月16日まで、監査対象機関を抽出し、平成12年度及び平成13年度の犯罪捜査報償費の執行状況について、書類調査を実施した。

監査対象機関の抽出方法は、平成14年度犯罪捜査報償費の決算額の二分の一を超えるまで、執行金額の多い機関順に抽出することとし、銃器薬物対策課、捜査第一課、捜査第二課、暴力団対策課、機動捜査隊、仙台中央警察署、仙台南警察署の7機関を対象機関（以下「抽出機関」という。）とした。これらの抽出機関から、平成12年度及び平成13年度の犯罪捜査報償費の執行状況に係る書類の追加提出に併せて、平成12年度及び平成13年度の勤務関係書類の提出を求めた。

第二次調査の内容は、抽出機関が犯罪捜査報償費を執行した平成12年度891件及び平成13年度2,375件、両年度計3,266件について、第一次調査と同様の確認を行った。

## (3) 聴き取り調査

聞き取り調査は、抽出機関及び県警会計課に対して、平成12年度から平成14年度までの3か年度の犯罪捜査報償費の執行状況について、平成15年6月25日から6月30日まで事務局職員により、7月15日から7月17日まで監査委員により実施した。

聞き取り調査では、各所属長、次席の管理官（次長・副署長）、課長補佐（警察署の課長）等の出席があった。

# 第4 犯罪捜査報償費の概要

## 1 犯罪捜査報償費の意義

『犯罪捜査報償費（県費）の取扱い要領について』（昭和58年3月7日付け、宮警本会第147号通達）及び『犯罪捜査報償費経理の手引き（執務資料平成14年度改訂版；平成15年2月；県警会計課発行）』（以下「経理の手引き」という。別添）によれば、犯罪捜査報償費は、犯罪捜査に要する報償費の総称で、その使途は、「捜査等に関する情報提供者・協力者等に対する諸経費」と「犯罪の捜査等に従事する職

員の活動のための諸経費」とに大別される。また、犯罪捜査報償費は、犯罪捜査の過程において必要となる経費であり、特に緊急性、秘匿性を要するものとされている。

なお、犯罪捜査報償費の執行状況は、別紙1から別紙4のとおりである。

## 2 監査の対象

都道府県警察の犯罪捜査活動に係る経費は、国費によるものと県費によるものとに大別される。国費の対象となる犯罪捜査は、爆発物、銃砲等危険物に関する重要な犯罪や数都道府県の地域に關係のある重要な犯罪など、警察法（昭和29年法律第162号）第37条第1項及び警察法施行令（昭和29年政令151号）第2条第8号に規定する犯罪の捜査とされており、これら以外の犯罪捜査に係る経費は県費から支出される。

本件の監査は、県費の犯罪捜査報償費を対象とするものである。

## 3 犯罪捜査報償費執行の手続き

### （1）犯罪捜査報償費の取扱者、取扱補助者

犯罪捜査報償費については、犯罪捜査報償費を取り扱う所属の長を「取扱者」、当該所属の資金前渡職員である管理官等を「取扱補助者」として指定し、これを執行している。

取扱者は、資金前渡を受けた現金の出納保管の総括的な責任者として、会計機関への所要額の請求、各捜査員等への交付額の決定等の事務を行い、取扱補助者は、資金前渡を受けた現金の出納保管の責任を負い、現金の保管、各捜査員等への現金の交付、現金出納簿の記帳、証拠書類の整理保管等の事務を行っている。（別添経理の手引き1頁から4頁参照）

### （2）犯罪捜査報償費の執行の流れ

#### ① 一般犯罪捜査報償費と捜査諸雑費

犯罪捜査報償費は、一般犯罪捜査報償費と捜査諸雑費に区分して執行されている。

一般犯罪捜査報償費は、取扱者たる所属長の判断により、必要な都度、捜査員

が交付を受け執行し、その都度精算する方法がとられている。

捜査諸雑費は、平成13年度から、経理事務の軽減及び捜査員の自己負担の軽減等を図ることを目的として導入されたものである。その内容は、情報提供者・協力者への謝礼品や捜査員の公衆電話等の通信費など、日常捜査活動において使用する少額多頻度にわたる軽微な経費である。執行方法は、取扱者たる所属長から、捜査責任者である中間交付者を経由して、あらかじめ登録した捜査員に対し、前もって数千円程度を月初めに交付し、捜査員個々の判断で執行させて、月末に精算する方法をとっている。

## ② 犯罪捜査報償費の資金前渡から精算までの事務手続き

犯罪捜査報償費については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の5第2項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第161条第1項第13号及び財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第52条を根拠として、資金前渡の方法により支出されている。

資金前渡職員には、県警本部にあっては当該所属の管理官、次長又は副隊長が、警察署にあっては副署長又は次長が指定されている。

犯罪捜査報償費に係る資金前渡金については、月初めに捜査諸雑費を捜査員に交付する必要があること、土日・夜間を問わず緊急に支出する必要があることの理由から、資金前渡職員の口座に入金後、直ちに全額を現金化して、資金前渡職員が保管している。

資金前渡の精算については、県警本部長及び警察署長が、証拠書類を保管する特例扱いが昭和55年3月に出納局長から承認を受けており、資金前渡金の支出に係る証拠書類は出納部門へは提出されず、所属長の残高証明書の添付をもって精算手続きが行われている。（犯罪捜査報償費の執行の流れについては、別添経理の手引き3頁・4頁参照）

## 第5 監査の結果

### 1 書類調査

第一次及び第二次調査で行った書類調査の結果認められた事項は、次のとおりである。

#### (1) 犯罪捜査報償費の予算額と決算額

県警察全体の犯罪捜査報償費の予算額及び決算額は次のとおりであり、予算額は各年度とも同額であることが認められた。なお、詳細は、別紙4のとおりである。

平成12年度 予算額 36,940,000円、決算額 36,541,804円

平成13年度 予算額 36,940,000円、決算額 34,885,132円

平成14年度 予算額 36,940,000円、決算額 35,161,060円

#### (2) 支出関係証拠書類の状況

犯罪捜査報償費に係る支出関係証拠書類は、経理の手引きに基づき作成されていた。また、資金前渡の精算手続きについては、財務規則に基づき処理されていた。

#### (3) 平成14年度犯罪捜査報償費執行に係る勤務関係書類との突き合わせの状況

犯罪捜査報償費の執行状況を確認するため、平成14年度の支出関係証拠書類と勤務関係書類との突き合わせを行った。

支出関係証拠書類では、金額、支出・精算日、捜査員名等は明示されているが、謝礼金の支払い相手である情報提供者・協力者に係る記載事項が非表示となっていたため、執行状況の最終的な確認はできなかった。また、謝礼品については、購入店舗名等は明示されていたが、情報提供者・協力者に係る記載事項について非表示となっていたため、謝礼金同様、確認できなかった。

また、突き合わせの過程において、運転日誌の運転時間の記載漏れ、活動区域における旅行命令（依頼）票の作成がなされていないなど、一部の機関において事務処理の遺漏が認められた。

#### (4) 犯罪捜査報償費の執行状況

##### ① 一般犯罪捜査報償費

抽出機関7機関の平成12年度から平成14年度までの、一般犯罪捜査報償費（捜査諸雑費を除く）の情報提供謝礼金の執行において、次のような傾向にある

ことが認められた。

ア 情報提供謝礼金を支払った相手方からの領収書は、ほとんどの場合、微することができていないことが認められた。なお、添付されていた領収書は、全て受領者の住所・氏名が非表示で提示された。

・平成12年度から平成14年度までの一般犯罪捜査報償費の情報提供謝礼金の支払件数は1,604件であり、そのうち、領収書を徴してあったものは58件であった。

イ 抽出機関の一部において、情報提供謝礼金の支払月額が、年間を通して、同額程度となっていたことが認められた。また、支払件数についても、ほぼ同じ件数で推移していたことが認められた。

ウ 情報提供謝礼金の支払件数、金額が、一部の捜査員に偏っていたことが認められた。

・捜査員一人あたりの1年間における支払件数が最も多かった例

平成12年度 捜査員A 支払件数 22件

平成13年度 捜査員B 支払件数 18件

平成14年度 捜査員C 支払件数 15件

・捜査員一人あたりの1年間における支払金額が最も多かった例

平成12年度 捜査員D 支払金額 660,000円

平成13年度 捜査員E 支払金額 740,000円

平成14年度 捜査員F 支払金額 580,000円

## ② 捜査諸雑費

平成14年度犯罪捜査報償費の捜査諸雑費の執行において、次のような事例が認められた。

ア 早朝、深夜における捜査員の補食費として捜査諸雑費を支払ったとされる職員が、当該支払の日時に宿直勤務をしていた事例が認められた。

イ 捜査活動として、2名の捜査員による県外への1泊2日の出張の際、情報提供者への謝礼品として、2日間・2名で計7件の情報提供謝礼品を出張先で購入し、交付した事例が認められた。

## 2 聴き取り調査

### (1) 支出関係証拠書類での情報提供者・協力者の事項に係る非表示

捜査員には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第196条、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第3条、第9条、第10条、第11条の規定により、守秘義務、捜査上の秘密保持、情報提供者・協力者等関係者の保護等の義務が課されている。また、捜査員は、情報提供者・協力者の氏名・住所等について部外者に明らかにしないことを約束し、捜査活動を行っていることから、今回の監査受監において、支出関係証拠書類での具体的な事件名、情報提供者・協力者の住所・氏名、接触場所については非表示として提示したことであった。

### (2) 犯罪捜査報償費の必要性

犯罪捜査において情報提供者から種々の情報が得られないことには捜査活動はできず、また、犯罪捜査に有用な情報提供・協力をしていただいた方々へ、必要により謝礼金品を交付することは不可欠であるとの認識であった。一般に、情報提供者からは、捜査員との信頼関係の中で捜査活動への協力を得ているものであり、捜査活動を展開する中で、限られた予算ではあるが、犯罪捜査報償費を有効に活用しているとのことであった。

### (3) 犯罪捜査報償費の具体的な執行状況

個別具体的な内容は捜査上の秘密等の問題があり説明は困難であるとし、一般的な執行方法については、概ね次のとおりであるとのことであった。

一般犯罪捜査報償費については、犯罪捜査の過程で犯罪捜査報償費執行の必要が生じた際、捜査員とその上司等との相談を経て、所属長が当該捜査活動の内容を勘案し、執行の可否等を決定する。情報提供謝礼金を支払う際は、捜査員が一人で接触することが一般的であり、支払い場所は基本的には相手方の希望で決められ、情報提供者・協力者の自宅、飲食店、公園、路上（車内）等であるとのことであった。謝礼金の支払い後は、捜査員が直ちに支払精算書を作成し、上司・所属長へその捜査内容・執行金額等について報告し、決裁を受け精算を行っている。上司・所属長は、この精算の過程で、適正な執行であることを確認しているとのことであった。

情報提供謝礼金を支払った相手方からの領収書については、公金であることから領収書を求めるとしているが、ほとんどの場合、情報提供者・協力者の側から領収書を作成することを拒否されるため徴することができず、情報提供者・協力者の立場を考慮した場合、やむを得ないと考えているとのことであった。

捜査諸雑費については、捜査責任者が中間交付者となっており、専ら日常的に外勤捜査活動に従事する捜査員のうち、あらかじめ登録した者を捜査諸雑費交付の対象職員（以下「登録職員」という。）としている。登録職員は、月初めに概算交付を受け、各自の判断で執行し、月末に精算を行っている。中間交付者は、捜査活動の現場責任者の立場にあり、個々の捜査員の捜査活動を把握しているので、捜査諸雑費が適正に執行されていることを確認しているとのことであった。

#### （4）「書類調査」の過程で認められた事項

##### ① 一般犯罪捜査報償費

一部機関において、情報提供謝礼金の支払件数・金額が毎月同程度で推移した傾向がみられたことについては、限られた予算で執行したものであり、結果としてそのような状況になったものであるとのことであった。

一部の捜査員において、情報提供謝礼金の支払件数・金額が多くなっていることについては、情報提供者・協力者を多く有している捜査員が結果として支払件数・金額が多くなったものであるとのことであった。また、捜査員の中には、国費による犯罪捜査を中心として活動している者もあり、そのような捜査員は、県費の犯罪捜査報償費の執行は少なくなるとのことであった。

##### ② 捜査諸雑費

捜査諸雑費を支払った捜査員が当該支払日時に宿直勤務をしていた事例については、当該支払の内容は事件捜査に従事した捜査員の深夜における補食費として支払ったものであるが、当該補食を必要とした捜査員は登録職員ではなく、捜査諸雑費の交付を受けていない者であったため、宿直勤務であった捜査員の捜査諸雑費から支出したものであるとのことであった。

1泊2日の県外捜査活動での7件の情報提供謝礼品交付の件については、捜査員は多人数の情報提供者に接触する必要があったものであり、また、捜査員は出

張期間中は時間的有效に活用し多くの相手方と接触するように努めているからであるとのことであった。

#### (5) 情報提供者・協力者への謝礼金品の支払・交付の状況

支出関係証拠書類では、情報提供者・協力者への謝礼金品の経費は、経理の手引きに従って処理されており、当該対象者への支払又は交付をした旨が記載され、所長による確認がなされていた。しかし、情報提供者・協力者に対する関係人調査を実施できなかったことから、謝礼金品が実際に情報提供者・協力者へ渡されたかどうかは確認できなかった。

### 3 結論

県費の犯罪捜査報償費の平成12年度から平成14年度までの一万四千件余りの執行について、平成15年4月15日から6月16日まで第一次・第二次書類調査を行い、更に平成15年6月25日から7月17日までの間において、8機関に対し事務局職員及び監査委員による聞き取り調査を実施した。

この結果、支出関係証拠書類については、必要とされる書類の作成、必要事項の記載がなされており、経理の手引きに定められた手続きを経て犯罪捜査報償費が執行されている状況は確認されたが、捜査上の秘密、情報提供者・協力者の保護等を理由に、支出関係証拠書類での情報提供者・協力者に係る記載事項が非表示とされていたため、最終的な確認はできなかった。

また、聞き取り調査においては、犯罪捜査報償費の必要性や一般的な執行状況等の説明は受けたものの、捜査員に対する聞き取り調査を拒否されたことから、謝礼金が実際に情報提供者・協力者に渡された事実を確認できず、関係人調査についても同様に拒否されたため、情報提供者・協力者から、謝礼金を受け取った事実を確認することができなかった。

したがって、監査の対象事項である、平成12年度から平成14年度までの県警本部及び警察署における犯罪捜査報償費の執行について、違法、不当な行為があったと判断するに足りる事実を認めるには至らなかったものである。

#### 4 監査委員意見

今回の監査では、支出関係証拠書類での情報提供者・協力者に係る記載事項が非表示とされ、また、捜査員への聞き取り調査及び関係人調査が拒否されたことから、現行制度における監査委員の限られた職務権限の下では、結果として、犯罪捜査報償費の執行に関し、違法、不当な行為があったか否かを判断するための事実の有無を確認することはできなかった。

昨今、全国的に犯罪事件が増加しており、本県においても窃盗をはじめ殺人事件等の凶悪犯罪が多発し、これら事件の早期解決が強く要請されているところである。犯罪事件の捜査に寄与する情報提供者・協力者の多くは、事件関係者又は捜査活動と何らかの関わりをもっており、生命・身体・財産又は社会的な地位の保護という観点から、極めて慎重な扱いが必要とされるることは理解できる。しかし、一方において、公金執行の透明性を確保するという観点からは、本件監査要求の内容である県警察における犯罪捜査報償費の執行について、その執行に関する事実の全てを明らかにできなかつたことは、誠に残念である。

県警察においては、知事が県警察の予算執行に関して昨年度に引き続き監査を要求したことを重く受け止め、予算のより一層適正な執行に努め、県民の付託に応えられることを期待するものである。

## 平成14年度犯罪捜査報償費執行状況

区分	機関名	件数(件)	金額(円)
警察本部	生活安全企画課	557	668,103
	少年課	145	549,480
	生活環境課	113	712,485
	銃器薬物対策課	522	1,381,321
	捜査第一課	848	4,100,698
	捜査第二課	302	2,551,844
	暴力団対策課	444	3,313,645
	機動捜査隊	766	3,065,000
	交通指導課	386	969,435
警察署	仙台中央警察署	708	1,769,600
	仙台南警察署	279	1,415,408
	仙台北警察署	1,182	1,023,841
	仙台東警察署	369	1,215,272
	泉警察署	282	787,054
	塩釜警察署	417	1,182,034
	岩沼警察署	203	655,287
	大和警察署	239	396,462
	石巻警察署	242	1,191,033
	気仙沼警察署	215	783,111
	佐沼警察署	166	719,083
	登米警察署	23	61,663
	河北警察署	286	342,269
	志津川警察署	298	860,423
	古川警察署	209	662,215
	若柳警察署	391	477,102
	築館警察署	152	465,442
	鳴子警察署	200	502,555
	中新田警察署	104	307,597
	小牛田警察署	112	288,909
	涌谷警察署	52	375,053
	大河原警察署	201	850,807
	白石警察署	139	519,622
	角田警察署	136	549,596
	亘理警察署	178	447,611
	合計	10,866	35,161,060

## 平成14年度犯罪捜査報償費使途区分別執行状況

No.	使 途 内 容 (範 囲)	件数(件)	金額(円)
1	協力者に要する経費(現金・物品謝礼等)	451	1,151,414
2	情報提供者に要する経費(現金・物品謝礼等)	4,054	26,625,592
3	聞き込み、張り込み、追尾等に際し必要とする経費	3,457	1,778,820
(1)	捜査員等の交通費、飲食費	306	355,174
(2)	家屋、部屋、寝具、什器等の借り上げに要する経費	4	30,000
(3)	緊急又は応急的に必要となる消耗品等の簡単な物品購入費及び公衆電話等の通信費	2,653	700,750
(4)	有料施設への入場料等	364	388,733
(5)	パチンコ店等における遊技代	109	261,100
(6)	緊急、応急的又は秘匿を必要とする車両等の借上費又は委託手数料	21	43,063
4	協力者等との接触等に要する経費	2,812	5,443,243
5	早朝、深夜等における協力者等の交通費	18	37,300
6	早朝、深夜等における捜査員又は協力者等の補食費	64	108,919
7	捜査活動の過程での被害者等の対策に要する経費	9	13,772
8	犯罪の被害者又は第三者が所有する物件を捜査の過程で損壊等した場合の少額な協力謝礼金	1	2,000
	合 計	10,866	35,161,060

## 抽出機関の犯罪捜査報償費の執行状況

機 関 名	平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
銃器薬物対策課	64	1, 119, 425	371	1, 116, 877	522	1, 381, 321
捜査第一課	246	4, 371, 597	548	4, 515, 351	848	4, 100, 698
捜査第二課	172	2, 998, 219	167	1, 995, 984	302	2, 551, 844
暴力団対策課	107	3, 222, 730	299	3, 206, 533	444	3, 313, 645
機動捜査隊	167	3, 124, 480	472	3, 214, 159	766	3, 065, 000
仙台中央警察署	72	1, 523, 801	322	1, 715, 471	708	1, 769, 600
仙台南警察署	63	1, 525, 430	196	1, 604, 548	279	1, 415, 408
合 計	891	17, 885, 682	2, 375	17, 368, 923	3, 869	17, 597, 516

別紙 4

犯罪捜査報償費の予算・決算状況

(単位:円、%)

		平成12年度				平成13年度				平成14年度			
		全体報償費(A)		左記のうち犯罪捜査報償費(B)		全体報償費(C)		左記のうち犯罪捜査報償費(D)		全体報償費(E)		左記のうち犯罪捜査報償費(F)	
		うち国庫支出金		うち国庫支出金		うち国庫支出金		うち国庫支出金		うち国庫支出金		うち国庫支出金	
		(B/A)		(B/A)		(C/D)		(D/C)		(E/F)		(F/C)	
第9款 署警費 第2項 署警活動費 第1目 一般警察活動費	当初予算額	14,674,000	5,783,000	310,000	141,000	2.1%	13,435,000	5,909,000	310,000	149,000	2.3%		—
	補正予算額	▲ 1,813,000	▲ 1,088,000		▲ 8,000	0.0%	636,000	465,000		1,000	0.0%		—
	最終予算額	12,861,000	4,695,000	310,000	133,000	2.4%	14,071,000	6,374,000	310,000	150,000	2.2%	0	0
	決算額	12,656,931	4,695,000	290,704	135,000	2.3%	13,589,197	6,374,000	237,300	115,000	1.7%		—
第9款 署警費 第2項 署警活動費 第2目 刑事警察活動費	当初予算額	47,465,000	20,312,000	33,430,000	15,244,000	70.4%	48,116,000	23,091,000	33,430,000	16,095,000	69.5%	50,274,000	22,492,000
	補正予算額	▲ 168,000	▲ 1,134,000		▲ 851,000	0.0%	1,348,000	799,000		97,000	0.0%	3,570,000	▲ 906,000
	最終予算額	47,297,000	19,178,000	33,430,000	14,393,000	70.7%	49,464,000	23,890,000	33,430,000	16,192,000	67.6%	53,844,000	21,586,000
	決算額	44,069,244	19,178,000	33,097,338	14,393,000	75.1%	47,127,241	23,563,000	32,101,366	15,548,000	68.1%	51,103,184	21,586,000
第9款 署警費 第2項 署警活動費 第3目 支通信告取締費	当初予算額	4,733,000	1,550,000	3,200,000	1,459,000	67.6%	4,615,000	1,636,000	3,200,000	1,541,000	69.3%		—
	補正予算額	▲ 45,000	▲ 87,000		▲ 81,000	0.0%	▲ 5,000	10,000		9,000	0.0%		—
	最終予算額	4,688,000	1,463,000	3,200,000	1,378,000	68.3%	4,610,000	1,646,000	3,200,000	1,550,000	69.4%	0	0
	決算額	4,577,305	1,463,000	3,153,702	1,378,000	68.9%	3,954,723	1,362,000	2,546,466	1,273,000	64.4%		—
当初予算額	66,872,000	27,645,000	36,940,000	16,844,000	55.2%	66,166,000	30,636,000	36,940,000	17,785,000	55.8%	50,274,000	22,492,000	36,940,000
補正予算額	▲ 2,026,000	▲ 2,309,000	0	▲ 940,000	0.0%	1,979,000	1,274,000	0	107,000	0.0%	3,570,000	▲ 906,000	0
最終予算額	64,846,000	25,336,000	36,940,000	15,904,000	57.0%	68,145,000	31,910,000	36,940,000	17,892,000	54.2%	53,844,000	21,586,000	36,940,000
決算額	61,303,480	25,336,000	36,541,804	15,904,000	59.6%	64,671,161	31,299,000	34,885,132	16,936,000	53.9%	51,103,184	21,586,000	35,161,060
(参考) 決算額対前年比率							105.5%	123.5%	95.5%	106.5%	79.0%	69.0%	100.8%
													92.0%

\* 平成14年度は、1目及び3目を2目に統合したため、目は存在しない。  
 \*\* 国庫支出金は、警務活動費金体に対して一括補助されており、概算額である。

執務資料  
平成14年度改訂版  
(平成15年2月)

犯 罪 捜 查 報 償 費  
經 理 の 手 引

宮城県警察本部会計課

第 1 用語の意義 -----	1
第 2 捜査費の基本的事項 -----	1
1 捜査費の性格 -----	1
2 会計 -----	1
3 取扱者及び取扱補助者 -----	1
(1) 責任 -----	1
(2) 取扱者の事務 -----	1
(3) 取扱補助者とその事務の範囲 -----	1
(4) 交替の場合の引継ぎ -----	2
(5) 交替検査 -----	2
第 3 捜査費経理の流れ -----	3
1 会計手続き -----	3
2 執行の流れ -----	4
第 4 捜査活動に要する経費(使途) -----	5
第 5 証拠書類の様式 -----	6
1 現金出納簿 -----	6
2 捜査費総括表 -----	7
3 捜査費支出伺 -----	8
4 支払精算書 -----	9
5 中間取扱者経理精算書 -----	11
6 捜査費交付書兼支払精算書 -----	12
7 支払精算報告書 -----	14
8 立替払報告書 -----	15
9 支払伝票 -----	16

## 第1 用語の意義

- 1 犯罪捜査報償費（以下「捜査費」という。）  
　　犯罪捜査に要する報償費を総称している。
- 2 取扱者  
　　捜査費を取り扱う所属の長をいう。
- 3 取扱補助者  
　　捜査費を取り扱う所属の資金前渡職員たる管理官、副署長、次長及び副隊長をいう。
- 4 資金前渡  
　　債務金額は確定しているが債権者が未確定又は債務金額及び債権者が未確定の場合であって、かつ履行期が到来していない場合において、県が指定した職員に対してあらかじめ資金を交付し、支出させる方法をいう。
- 5 資金前渡職員  
　　資金前渡を行うために県が指定した職員

## 第2 捜査費の基本的事項

### 1 捜査費の性格

捜査費は、犯罪捜査の過程において必要となる経費で、経費の性質上、特に、緊急を要し、又は、秘密を要するため、通常の支出手続きを経ては、捜査活動上支障を来すことから、概括的な金額の資金前渡によるなど、通常の資金前渡報償費とは異なる取扱いを行うものである。

その使途は、犯罪の捜査等に従事する職員の活動のための諸経費及び捜査等に関する情報提供者、協力者等に対する諸経費である。

また、証拠書類についても経費の性質上、取扱者が保管することに県出納局から承認されているものである。

### 2 会計

資金前渡、支出命令、出納執行者への精算通知等の会計処理は、地方自治法施行令及び財務規則の定めるところによる。

なお、証拠書類は、地方自治法第199条の規定に基づく監査委員の監査等の対象となるものであり、提示を求められた場合は提示することとされている。

### 3 取扱者及び取扱補助者

#### (1) 取扱者の責任

取扱者は、資金前渡を受けた現金の出納保管について総括的に責任を負う。

#### (2) 取扱者の事務

ア 所要額を会計機関に請求すること

イ 各捜査員等に交付する額を決定すること

- ウ 必要により債主に現金を支払うこと
- エ 資金前渡職員が不在の場合における現金の保管、各検査員への現金の交付及び現金出納簿の記帳を代行すること

(3) 取扱者補助者とその事務の範囲

取扱補助者は、資金前渡職員として資金前渡を受けた現金の出納保管の責任を負い、次に掲げる事務を行う。

- ア 現金を保管すること
- イ 各検査員に現金を交付すること
- ウ 現金出納簿を備え、これに記帳すること
- エ 証拠書類を整備して保管すること

また、取扱者の事務を取扱者の責任の下に、取扱補助者に補助させることができる。補助する事務は、次の事務とする。

- ア 取扱者に連絡がとれず緊急を要する場合の交付額を決定すること

(4) 交替の場合の引継ぎ

発令の日の前日をもって現金出納簿を締め切り、引き継ぎの事項を記入の上、現金と照合し、発令の日をもって引き継ぎを行う。

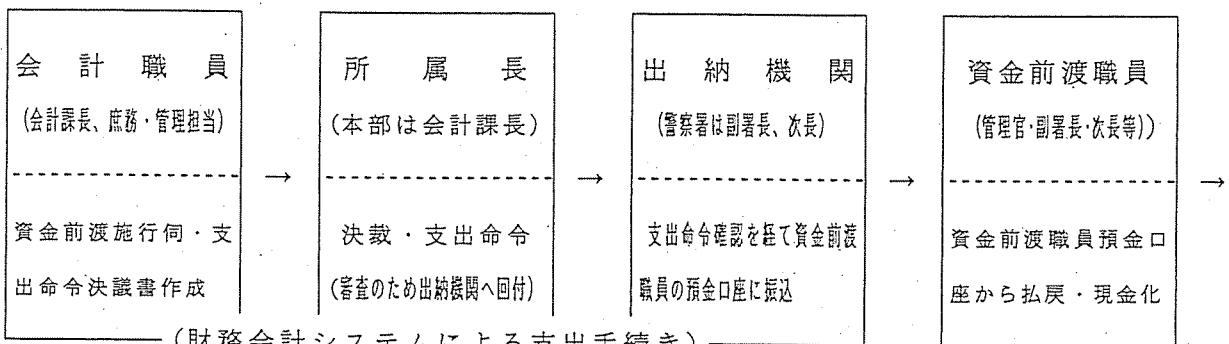
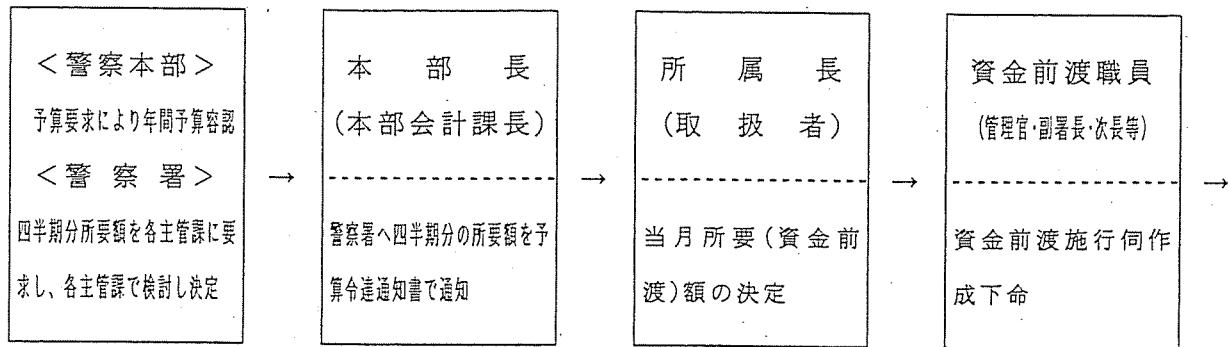
(5) 交替検査

取扱者の交替に際しては、本部にあっては本部会計課の監査を担当する職員、署にあっては署会計担当職員が帳簿等及び現金の検査を行う。

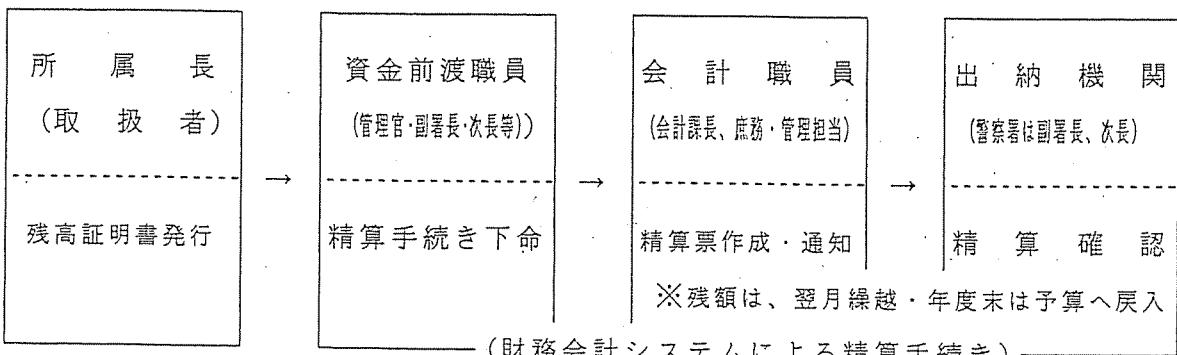
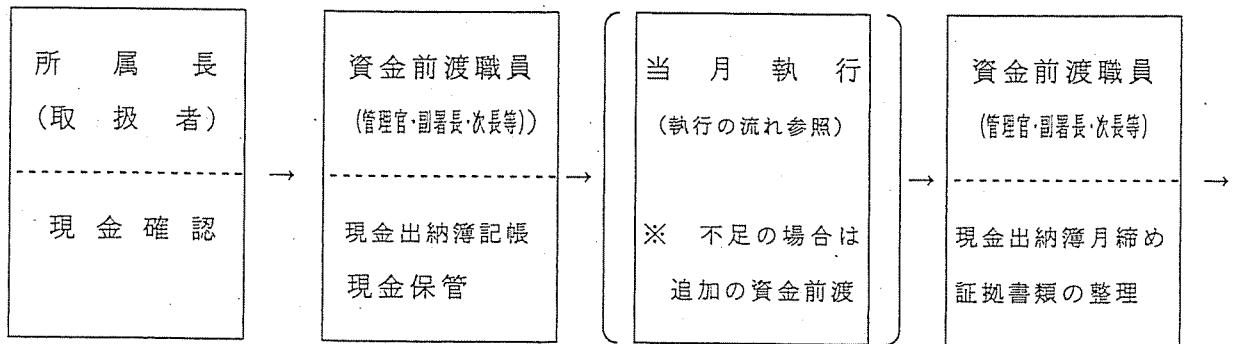
### 第3 捜査費経理の流れ

#### 1 会計手続き

<所要額の要求及び資金前渡から出納機関への精算通知まで>

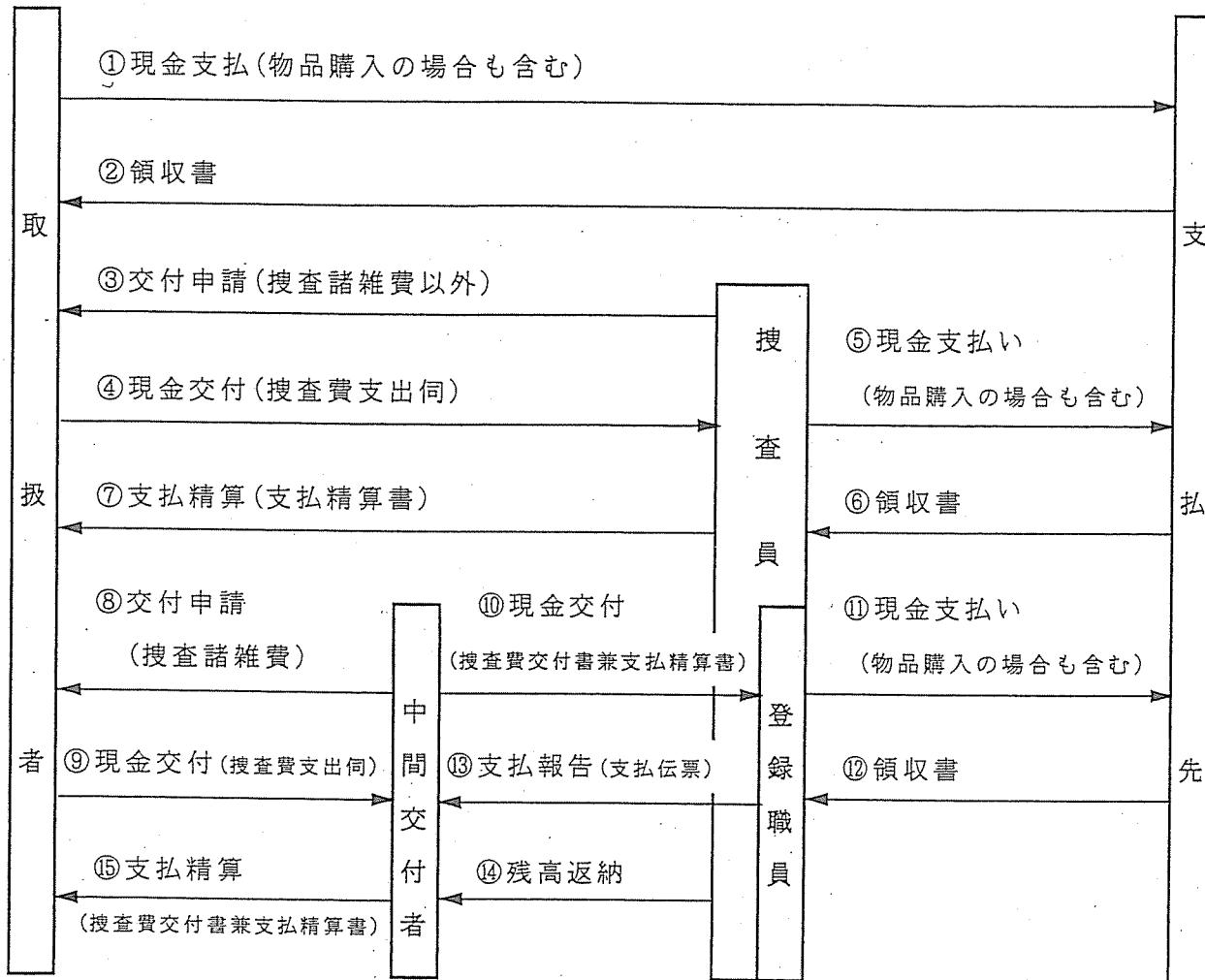


(財務会計システムによる支出手続き)



(財務会計システムによる精算手続き)

## 2 執行の流れ



- 中間交付者 ~ 検査責任者(本部の課長補佐、警察署の課長クラスに相当する幹部等)
- 登録職員 ~ 専ら日常的に外勤検査活動に従事する職員(検査諸雑費交付対象職員)
- 支払先 ~ 情報提供者、検査協力者、物品購入店等

#### 第4 捜査活動に要する経費(使途)

捜査員が捜査活動するのに伴って必要となる経費であり、使途内容(範囲)は次に掲げるとおりである。

No.	使　　途　　内　　容　　(　範　　囲　　)
1	協力者に要する経費(現金・物品謝礼等)
2	情報提供者に要する経費(現金・物品謝礼等)
3	<p>聞き込み、張り込み、追尾等に際し必要とする経費</p> <p>(1) 捜査員等の交通費(旅費との調整有)、飲食費</p> <p>(2) 家屋、部屋、寝具、什器等の借り上げに要する経費</p> <p>(3) 緊急又は応急的に必要となる消耗品等の簡単な物品購入費及び公衆電話等の通信費            ※ 捜査消耗品等は、その場で使用しなければ捜査に支障が生じるもので、正規の調達、事前の準備等をする暇がない場合に限る。(原則官給品で対応)</p> <p>(4) 有料施設への入場料等            ※ 入場料は、追尾、張込み時等で入場しなければ捜査上支障が生ずる場合に限り、通行料は緊急の場合に限る。</p> <p>(5) パチンコ店等における遊技代            ※ 遊技代は、追尾、張込み時等で遊技をしなければ捜査上支障が生じる場合に限り、捜査活動の一環としての遊技であることから、過度の支出にならないよう留意する。</p> <p>(6) 緊急、応急的又は秘匿を必要とする車両等の借上費又は委託手数料</p>
4	協力者等との接触等に要する経費
5	早朝、深夜等における協力者等の交通費
6	早朝、深夜等における捜査員又は協力者等の補食費
7	捜査活動の過程での被害者等の対策に要する経費
8	犯罪の被害者又は第三者が所有する物件を捜査の過程で損壊等した場合の少額な協力謝礼金

注： 1、2、3の(1)(3)(4)(5)、4、5、6、8は、捜査員に予め交付した捜査諸雑費で執行することもできる経費であるが、軽微なものに限られる。

## 第5 証拠書類の様式

## 1 現金出納簿

年月日	摘要	受入金額	支払金額	差引残額


年月日	摘要	受入金額	支払金額	差引残額


## 月分検査費総括表

取扱者

前月より繰越額			
本月受入額			
本月支払額			
残額			
前月末未精算額を本月精算した 結果の返納額又は追給額(△)			
本月概算交付し翌月に精算した 結果の返納額(△)又は追給額			

## 3 捜査費支出伺

取扱者	補助者	出納簿登記

## 捜査費支出伺

平成 年 月 日

¥

所 属

官職 氏名 名渡

ただし、下記内訳のとおり

上記の金額支出してよろしいか。

記

官職	氏名	金額	支出事由	交付年月日

計				

## 支 払 精 算 書

平成 年 月 日

殿

官職 氏名

平成 年 月 日概算金額で受領した捜査費について、下記内訳のとおり支払った  
ので、領収書を添えて精算いたします。

記

1 既 受 領 額	¥ _____
2 支 払 額	¥ _____
3 差引過不足 (△) 額	¥ _____

## 支 払 額 内 訳

支払年月日	支 払 事 由	金 額

計		
---	--	--

		取 扱 者	補 助 者	出納簿登記
返納 上記の 不足	返納 額について 支出			

返納額 の 不足額	返納 の 領収	年月日	平成 年 月 日	領 收 印
-----------------	---------------	-----	----------	-------------

領収書を徴することができなかった理由は、支払事由欄記載のとおり相違ないことを確認する。

[支払精算書補助用紙]

支払年月日	支 払 事 由	金 額


## 5 中間取扱者経理精算書

取 扱 者	補 助 者	出 納 簿 登 記

平成 年 月 日

## 中間取扱者経理精算書

殿

官職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日交付を受け小職が経理した 月分捜査費について別添の証拠  
 書類のとおり支払ったので下記のとおり精算いたします。

記

- |           |         |
|-----------|---------|
| 1 前月より繰越額 | ¥ _____ |
| 2 本月受領額   | ¥ _____ |
| 3 本月支払額   | ¥ _____ |
| 4 差引残額    | ¥ _____ |

## 6 捜査費交付書兼支払精算書

取扱者	補助者	出納簿登記

平成 年 月 日

## 捜査費交付書兼支払精算書

殿

官職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日概算金額で受領した捜査費の精算（内訳下記のとおり）

記

1 既 受 領 額	¥ _____
2 交 付 額	¥ _____
3 支 払 額	¥ _____
4 返 納 額	¥ _____

## 内 訳

交付年月日	官職	交 付 者 名	交 付 額	支 払 額	返 納 額	確認印

計						

[搜查費交付書兼支払精算書補助用紙]

取扱者	補助者	出納簿登記

平成 年 月 日

## 支 払 精 算 告 書

殿

官職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日概算金額で受領した捜査費の精算（内訳下記のとおり）

記

1 既 受 領 額 ￥ \_\_\_\_\_

2 支 払 額 ￥ \_\_\_\_\_

3 差引過不足(△)額 ￥ \_\_\_\_\_

## 支 払 額 内 訳

支払年月日	金額	官職	氏名	支払事由
計				

上記精算の結果、  
 { 返納額を返納 平成 年 月 日  
 不足額を受領 平成 年 月 日 印

## 立 替 払 幸 及 告 書

平成 年 月 日

殿

官職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

￥

上記の金額を下記のとおり立替えましたので報告いたします。

記

支 払 年 月 日	金 額	債 主 名	支 払 事 由	備 考
計				

平成 年 月 日

(中間)取扱者  
確 認 印

平成 年 月 日

## 支 払 伝 票

印

支払年月日	金額	支 払 先	支 払 事 由
合 計			